

通所介護の基本料金

(施設等の区分：通常規模型事業所)

契約時間 介護区分	介護保険適用時の1日あたりの利用料金		
	7時間～8時間		
	単位数	自己負担額(1割負担)	自己負担額(2割負担)
要介護1	617単位	617円	1,234円
要介護2	729単位	729円	1,458円
要介護3	844単位	844円	1,688円
要介護4	960単位	960円	1,920円
要介護5	1076単位	1070円	2014円

自己負担額は「介護保険負担割合証」の負担割合に基づいた料金になります。  
 請求につきましては、上記の料金に介護職員処遇改善加算と地域区分を含めた計算となります。  
 送迎代は、基本料金に含まれております。  
 利用者の都合によりサービスの途中で帰られた場合、サービス提供票どおりの料金をいただきます。  
 上記の契約時間以外につきましては、ご相談下さい。  
 送迎を実施しない(利用者が自ら通う、家族が送迎を行う、事業所が送迎を実施していない)場合、  
 片道あたり47円(1割負担)、94円(2割負担)の減算があります。

サービス料金(加算)

内容	単位数	自己負担額	自己負担額(2割負担)
入浴介助加算	50単位/日	50円	100円
認知症加算	60単位	60円	120円
中重度者ケア体制加算	45単位	45円	90円
個別機能訓練加算	46単位	46円	92円
個別機能訓練加算	56単位	56円	112円
口腔機能向上加算	150単位	150円	300円
栄養改善加算	150単位	150円	300円
サービス提供体制加算 1	18単位/日	18円	36円
サービス提供体制加算 2	12単位/日	12円	24円
サービス提供体制加算	6単位/日	6円	12円
介護職員処遇改善加算	1月当たりの総利用単位数の5.9%		
介護職員処遇改善加算	1月当たりの総利用単位数の4.3%		
介護職員処遇改善加算	1月当たりの総利用単位数の2.3%		

- \* 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である。
- \* 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上である。
- \* 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である。
- \* 当事業所は、介護職員の処遇改善を図る為の要件を満たし、届け出を行っております。

当事業所は、介護職員の処遇の改善を図るための要件を満たし、届出を行っております。  
 また、要介護状態区分等における支給限度基準額の算定には含みません。

その他

食事提供費 1食あたり 590円です。(おやつ代含む)  
 特別食事代 自己負担です。  
 介護用品代 おむつ代等自己負担です。  
 その他 レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。  
 その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。  
 サービス提供証明書を後日太田市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。